

令和7年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案)

区 分	件 名	概 要																
◎予算 (28件) 総務部		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>28 件</td> <td rowspan="7" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="7" style="vertical-align: middle;">議案 72件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>33 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>77 件</td> </tr> </table>	予 算	28 件	}	議案 72件	条 例 案	33 件	その他議案	11 件	認 定	件	報 告	5 件	提 出	件	計	77 件
	予 算	28 件	}	議案 72件														
	条 例 案	33 件																
	その他議案	11 件																
	認 定	件																
	報 告	5 件																
	提 出	件																
	計	77 件																
		【議案第 2 号】令和6年度三重県一般会計補正予算(第6号) (国の令和6年度補正予算(第1号))に対応して、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者や、介護事業所、農畜水産業者、中小企業などの事業者に対する支援を実施するとともに、喫緊の課題であるジェンダーギャップ解消、自然災害による孤立集落対策、インバウンド誘客について早期の対応を行うための補正予算。補正額 約88億円)																
		【議案第 3 号】令和6年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約24億円)																
		【議案第 4 号】令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約1億円)																
		【議案第 5 号】令和6年度三重県一般会計補正予算(第7号) (人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、人件費を増額するための補正予算。補正額 約55億円)																
		【議案第 6 号】令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約百万円)																
	【議案第 7 号】令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約百万円)																	
	【議案第 8 号】令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約40百万円)																	
	【議案第 9 号】令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約百万円)																	
	【議案第 10 号】令和6年度三重県水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約25百万円)																	
	【議案第 11 号】令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約18百万円)																	
	【議案第 12 号】令和6年度三重県病院事業会計補正予算(第2号) (補正額 約78百万円)																	
	【議案第 13 号】令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第4号) (補正額 約3百万円)																	

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【議案第 14 号】令和7年度三重県一般会計予算 (予算額 約8,366億円)	
	【議案第 15 号】令和7年度三重県県債管理特別会計予算 (予算額 約1,612億円)	
	【議案第 16 号】令和7年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 (予算額 約19億円)	
	【議案第 17 号】令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計予算 (予算額 約1,494億円)	
	【議案第 18 号】令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計 予算 (予算額 約4億円)	
	【議案第 19 号】令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算 (予算額 約26億円)	
	【議案第 20 号】令和7年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約45百万円)	
	【議案第 21 号】令和7年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約4億円)	
	【議案第 22 号】令和7年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約5億円)	
	【議案第 23 号】令和7年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約2億円)	
	【議案第 24 号】令和7年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約3億円)	
	【議案第 25 号】令和7年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約1億円)	
	【議案第 26 号】令和7年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約207億円)	
	【議案第 27 号】令和7年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約145億円)	
【議案第 28 号】令和7年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約75億円)		
【議案第 29 号】令和7年度三重県流域下水道事業会計予算 (予算額 約269億円)		

区 分	件 名	概 要
子ども・福祉部	<p>【議案第 33 号】 三重県子ども条例案</p>	<p>子どもを取り巻く環境の変化や、子どもの権利侵害が増加している状況を踏まえ、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に必要な基本的事項を整備するため、三重県子ども条例の全部を改正するものである。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的として、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進めることを規定する。 (2) 子どもの定義として、18歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を追加する。 (3) 基本理念として、児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利の基本となる考え方を規定する。 (4) 条例の目的を達成するために実施する県の基本的施策を規定する。 (5) 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもに関する施策についての計画を定めることを規定する。
総務部	<p>【議案第 34 号】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に鑑み、個人番号の利用事務に関する規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号を独自に利用できる事務を定めた規定から、準法定事務として規定された事務を削る。

区 分	件 名	概 要
地域連携・交通部	<p>【議案第 35 号】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (令和7年4月1日及び同年5月26日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 調理師法施行令の規定に基づく調理師養成施設に係る事務について、四日市市へ移譲している事務を削る。</p> <p>(2) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の廃止に伴い、同条例に基づく事務の規定を削る。</p>
<p><参考></p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		
総務部	<p>【議案第 36 号】 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県中勢児童相談所の名称を変更することに伴い、行政機関の設置に係る規定の改正を行うものである。 (令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県中勢児童相談所の名称を三重県中央児童相談所に改める。
総務部	<p>【議案第 37 号】 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (令和7年4月1日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【議案第 38 号】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、令和6年12月24日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、特別職に属する職員等の給料及び報酬の額の改定を行うものである。</p> <p>(公布の日及び令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の345(現行100分の340)に改める。</p> <p>(2) 次に掲げる特別職に属する職員の給料の額を改定する。</p> <p>① 知事 月額130万円(現行128万円)</p> <p>② 副知事 月額102万5千円(現行101万円)</p> <p>③ 教育長 月額82万1千円(現行80万8千円)の範囲内</p> <p>④ 常勤の人事委員会委員 月額67万3千円(現行66万3千円)の範囲内</p> <p>⑤ 常勤の監査委員 月額67万3千円(現行66万3千円)の範囲内</p> <p>⑥ 公営企業管理者 月額82万1千円(現行80万8千円)の範囲内</p> <p>(3) 特別職に属する非常勤職員の報酬の額を改定する。</p>
総務部	<p>【議案第 39 号】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する令和6年10月16日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部令和7年4月1日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 一般職に属する職員の給料月額を改定する。</p> <p>(2) 一般職に属する職員の扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当を段階的に引き上げる。</p> <p>(3) 県外に勤務する一般職に属する職員の地域手当について、級地区分及び支給割合を人事院勧告に準じて改定する。</p> <p>(4) 一般職に属する職員の通勤手当について、支給上限額を引き上げるとともに特急料金等を全額支給することとする。</p> <p>(5) 一般職に属する職員の期末手当について年間支給割合を100分の250(現行100分の245)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の210(現行100分の205)に改める。</p> <p>(6) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当及び特勤手当(同手当に準ずる手当を含む。)を支給することとする。</p> <p>(7) 特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給することとし、特定任期付職員業績手当を廃止する。</p> <p>(8) その他規定を整備する。</p>
総務部	<p>【議案第 40 号】 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p>(公布の日及び令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員の期末手当について年間支給割合を100分の250(現行100分の245)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の210(現行100分の205)に改める。

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【議案第 41 号】 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>語学指導等を行う外国青年招致事業の運用の改善を図るため、国際交流員及び外国語指導助手の報酬の額の改定を行うものである。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 語学指導等を行う外国青年の報酬の上限額を年額432万円(現行396万円)に改める。
総務部	<p>【議案第 42 号】 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定等を整備するものである。</p> <p>(令和7年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子(現行:3歳に満たない子)のある職員に拡大する。 (2) 介護離職防止のための取組に係る規定を整備する。 (3) その他規定を整理する。
総務部	<p>【議案第 43 号】 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p>
環境生活部	<p>【議案第 44 号】 三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>基金を地域環境保全活動に関する事業に要する経費の財源に充てるため、基金の額及び積立ての規定等を整備するものである。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金を取り崩して地域環境保全活動に関する事業に要する経費の財源に充てることができることとする。

区 分	件 名	概 要
医療保健部 県土整備部	【議案第 45 号】 三重県手数料条例の一部を 改正する条例案	<p>宅地造成等規制法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(令和7年4月1日及び同年5月26日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 物価高騰等に鑑み、主任介護支援専門員研修事務手数料及び主任介護支援専門員更新研修事務手数料を改定する。 (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、電子情報処理組織を使用する申請による宅地建物取引業の免許又は免許の更新申請手数料を新設する。 (3) 物価高騰等に鑑み、建築士事務所登録手数料についての規定を整備する。 (4) 宅地造成等規制法の一部改正に鑑み、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等を新設する。 (5) 指定機関の廃止に鑑み、指定機関に納付するサービス付き高齢者向け住宅登録申請手数料等についての規定を削る。
雇用経済部	【議案第 46 号】 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案	<p>試験研究機関における試験等手数料単価の見直し等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p>
総務部	【議案第 47 号】 三重県県税条例の一部を改正する条例案	<p>道路交通法の一部改正に鑑み、自動車税の減免についての規定を整備するものである。</p> <p>(令和7年3月24日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証と個人番号カードの一体化に対応するため、自動車税の環境性能割及び種別割の減免についての規定を整備する。
子ども・福祉部	【議案第 48 号】 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案	<p>施設の利用状況等に鑑み、事業及び施設に関する規定を整備するものである。</p> <p>(令和8年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険法の規定による以下の事業を廃止する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導 ② 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防通所リハビリテーション ③ 居宅介護支援 (2) 施設利用料金を改定するとともに、以下の施設を廃止する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 宿泊施設 ② テニスコート(クレーコート) ③ ゲートボール場

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【議案第 49 号】 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行うことに鑑み、土砂等の埋立て等の許可及び届出に関する規定を整備するものである。</p> <p>(令和7年5月26日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法で規制される土砂等の埋立て等及び災害の発生のおそれがない土砂等の埋立て等については、条例の許可を要しないこととする。 (2) 条例の許可を要しないこととした土砂等の埋立て等については、生活環境の保全のために届出を要することとする。 (3) その他規定を整理する。
環境生活部	<p>【議案第 50 号】 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>水道法施行令の一部改正等に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についての規定を整備するものである。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 布設工事監督者の資格要件に下水道等に関する実務経験を含めることとする。 (2) 布設工事監督者の学歴及び学科要件に土木工学科(土木科)以外の課程を追加する。 (3) 布設工事監督者の資格要件に土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を追加する。 (4) 水道技術管理者の資格要件に技術士及び土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を追加する。
子ども・福祉部 環境生活部	<p>【議案第 51 号】 三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例案</p>	<p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行)</p>
環境生活部	<p>【議案第 52 号】 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の一部を改正する条例案</p>	<p>道路交通法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要																												
教育委員会	【議案第 53 号】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	<p>県立中学校の設置及び令和7年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立中学校の職員の定数を整備するとともに、公立学校職員の定数を改正する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校 中学校 (新設)</td> <td>—</td> <td>16人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td> 高等学校</td> <td>3,151人</td> <td>3,111人</td> <td>△40人</td> </tr> <tr> <td> 特別支援学校</td> <td>1,294人</td> <td>1,315人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>市町立学校 小学校</td> <td>6,717人</td> <td>6,698人</td> <td>△19人</td> </tr> <tr> <td> 中学校</td> <td>3,700人</td> <td>3,707人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,862人</td> <td>14,847人</td> <td>△15人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	県立学校 中学校 (新設)	—	16人	16人	高等学校	3,151人	3,111人	△40人	特別支援学校	1,294人	1,315人	21人	市町立学校 小学校	6,717人	6,698人	△19人	中学校	3,700人	3,707人	7人	合計	14,862人	14,847人	△15人
	現行	改正後	増減																											
県立学校 中学校 (新設)	—	16人	16人																											
高等学校	3,151人	3,111人	△40人																											
特別支援学校	1,294人	1,315人	21人																											
市町立学校 小学校	6,717人	6,698人	△19人																											
中学校	3,700人	3,707人	7人																											
合計	14,862人	14,847人	△15人																											
教育委員会	【議案第 54 号】 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する令和6年10月16日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日(一部令和7年4月1日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 公立学校職員の給料月額を改定する。 公立学校職員の扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当を段階的に引き上げる。 県外に勤務する公立学校職員の地域手当について、級地区分及び支給割合を人事院勧告に準じて改定する。 公立学校職員の通勤手当について、支給上限額を引き上げるとともに特急料金等を全額支給することとする。 公立学校職員の期末手当について年間支給割合を100分の250(現行100分の245)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の210(現行100分の205)に改める。 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当及びへき地手当(同手当に準ずる手当を含む。)を支給することとする。 その他規定を整備する。 																												
教育委員会	【議案第 55 号】 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>公立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、公立学校の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日及び令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立学校の会計年度任用職員の期末手当について年間支給割合を100分の250(現行100分の245)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の210(現行100分の205)に改める。 																												

区 分	件 名	概 要
教育委員会	【議案第 56 号】 公立学校職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部 を改正する条例案	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定等を整備するものである。</p> <p>(令和7年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子(現行:3歳に満たない子)のある職員に拡大する。 (2) 介護離職防止のための取組に係る規定を整備する。 (3) その他規定を整理する。
地域連携・交 通部	【議案第 57 号】 三重県営松阪野球場条例の 一部を改正する条例案	<p>三重県営松阪野球場の施設整備に鑑み、施設等の利用に係る料金についての規定を整備するものである。</p> <p>(令和7年6月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷風機の設置に伴い、冷風機の利用に係る料金の額を規定する。
病院事業庁	【議案第 58 号】 三重県病院事業条例の一部 を改正する条例案	<p>三重県地域医療構想等との整合を図りつつ策定した「三重県病院事業 中期経営計画(令和6年度～令和9年度)」等に鑑み、病床数に関する規定等を整備するものである。</p> <p>(令和7年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県立一志病院の休床中の療養病床(36床)を廃止する。 (2) その他規定を整理する。
企業庁	【議案第 59 号】 企業庁企業職員の給与の種 類及び基準に関する条例等 の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する令和6年10月16日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の配偶者に係る扶養手当の廃止に関する改正等を行うものである。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般職に属する職員の扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止する。 (2) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大する。 (3) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとする。
病院事業庁	【議案第 60 号】 病院事業庁企業職員の給与 の種類及び基準に関する条 例等の一部を改正する条例 案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する令和6年10月16日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の配偶者に係る扶養手当の廃止に関する改正等を行うものである。</p> <p>(令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般職に属する職員の扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止する。 (2) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大する。 (3) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとする。

区 分	件 名	概 要																								
警察本部	<p>【議案第 61 号】 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案</p>	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。 (令和7年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察官の定員を改正する。 <table border="1" data-bbox="758 403 1460 638"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td>113人</td> <td>113人</td> <td>±0人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>235人</td> <td>236人</td> <td>+1人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>1,793人</td> <td>1,797人</td> <td>+4人</td> </tr> <tr> <td>巡査</td> <td>938人</td> <td>940人</td> <td>+2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,079人</td> <td>3,086人</td> <td>+7人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	警視	113人	113人	±0人	警部	235人	236人	+1人	警部補及び巡査部長	1,793人	1,797人	+4人	巡査	938人	940人	+2人	合計	3,079人	3,086人	+7人
	現行	改正後	増減																							
警視	113人	113人	±0人																							
警部	235人	236人	+1人																							
警部補及び巡査部長	1,793人	1,797人	+4人																							
巡査	938人	940人	+2人																							
合計	3,079人	3,086人	+7人																							
県土整備部	<p>【議案第 62 号】 三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例案</p>	<p>宅地造成等規制法の一部改正に鑑み、三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止するものである。 (令和7年5月26日から施行)</p>																								
<p><参考></p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日に施行され、新たに2種類の規制区域(宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域)が県内全域に指定されることに伴い、これまで条例で規制をかけていた宅地開発行為に対して、法の規制がかかるようになる。法と条例による二重規制を避けるため、条例を廃止する。</p>																										

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (11件) 総務部	【議案第 63 号】 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 ○ 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 ○ 契約の始期 令和7年4月1日 ○ 契約金額 11,706,640円を上限とする額 ○ 契約の相手方 大島 嘉秋:公認会計士

区 分	件 名	概 要
防災対策部	<p>【議案第 64 号】 防災関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>令和7年度において県が行う防災関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>
農林水産部	<p>【議案第 65 号】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>令和7年度において県が行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 66 号】 土木関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>令和7年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>
<p>防災対策部</p>	<p>【議案第 67 号】 工事請負契約の変更について</p>	<p>防災通信ネットワーク(衛星系)整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 <ul style="list-style-type: none"> 変更前 津市広明町13 他73箇所 変更後 津市広明町13 他79箇所 ○ 契約金額 <ul style="list-style-type: none"> 変更前 2,244,000,000円 変更後 2,241,836,300円 ○ 契約方法 <ul style="list-style-type: none"> 随意契約 ○ 請負者住所氏名 <ul style="list-style-type: none"> 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 パナソニックコネク株式会社 現場ソリューションカンパニー 中日本社 プレジデント 樋口 克彦 ○ 工事の概要 <ul style="list-style-type: none"> 防災通信ネットワーク (衛星系)整備 1式

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 68 号】 工事請負契約の変更について</p>	<p>一般国道422号(下地工区)道路改良(下地トンネル(仮称)) 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 北牟婁郡紀北町島原 地内 ○ 契約金額 変更前 1,882,100,000円 変更後 1,932,619,700円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市大倉19番1号 日本土建・平野・前川特定建設工事 共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 頼一 ○ 工事の概要 施工延長 L=315.0m 幅員 W=6.0(9.75)m トンネル工 L=288.0m 内空断面積 A=62.6㎡ 掘削工(NATM(発破掘削)工法) V=21,300㎥ 覆工コンクリート工 V=2,540㎥ インバート工 V=1,232㎥ 舗装工 A=3,055㎡
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 69 号】 県道の路線廃止について</p>	<p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、 県道の路線を次のとおり廃止するものとする。 県道の廃止 大泉東停車場線、楚原停車場線</p>

区 分	件 名	概 要
子ども・福祉部	<p>【議案第 70 号】 ありのままでみえっこプランの策定について</p>	<p>令和5年4月に施行されたこども基本法第10条第1項において、都道府県はこども施策についての計画を定めるよう努めると規定されたことに加え、議案第33号で提出している「三重県子ども条例案」で規定する県の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たにありのままでみえっこプランを策定するものである。</p> <p>(計画の内容) ありのままでみえっこプランは、次の6章で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1章 はじめに 計画策定の趣旨、計画の位置付けや期間など、計画の前提となる内容についてまとめたものである。 (2) 第2章 子どもの現状について 子どもを取り巻く環境の変化や子どもの権利侵害等に関する現状についてまとめたものである。 (3) 第3章 計画のめざす姿等 計画のめざす姿を示すとともに、めざす姿の実現に向けて、計画推進の原則、施策体系及び計画目標を示したものである。 (4) 第4章 重点的な取組 11の重点的な取組について、それぞれ5年後のめざす姿、現状と課題、主な取組、重点目標及びモニタリング指標を示したものである。 (5) 第5章 子ども施策全般に係る取組 重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、「ライフステージ別の取組」、「ライフステージを通じた取組」及び「子育て家庭への支援に関する取組」の3つの視点で整理したものである。 (6) 第6章 計画を推進するために 計画を進めるにあたっての庁内外の連携確保や子どもの意見反映、計画の進行管理について示したものである。 <p>(計画の期間) 令和7年度から令和11年度までとする。</p>

<参考>

ありのままでみえっこプランの策定については、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成13年三重県条例第47号)第3条の規定により議会の議決を要する。

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【議案第 71 号】 三重の森林づくり基本計画の変更について</p>	<p>三重の森林づくり条例第11条の規定により平成18年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定(平成31年3月変更)し、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたが、国の新たな「森林・林業基本計画」の策定や、花粉発生源対策の加速化など、本県の森林・林業を取り巻く情勢が大きく変化していることから、これに対応するため、計画内容を変更するものである。</p> <p>(計画の内容) 三重の森林づくり基本計画は、次の5章で構成する。</p> <p>(1)第1章 基本方針 条例の基本理念、4つの基本方針、10年間で実現をめざす目標について示したものである。</p> <p>(2)第2章 基本施策 各基本方針に沿った10の基本施策を示したものである。</p> <p>(3)第3章 具体的な施策 各基本施策の具体的な施策を示したものである。</p> <p>(4)第4章 計画の進行管理 施策の着実な実施を図るため、年次報告や見直し等の進行管理について示したものである。</p> <p>(5)第5章 重点プロジェクト 計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき4つの重点プロジェクトを示したものである。</p> <p>(計画の期間) 令和7年度から令和16年度までとする。</p>
<p>＜参考＞ 三重の森林づくり基本計画の変更については、三重の森林づくり条例(平成17年三重県条例第83号)第11条第7項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【議案第 72 号】 三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の変更について</p>	<p>三重県水産業及び漁村の振興に関する条例第8条の規定により、令和2年10月に「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」を策定し、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたが、海洋環境の変化や人口減少・高齢化の進行など、水産業及び漁村を取り巻く情勢が変化していることから、これらに対応するため、計画内容を変更するものである。</p> <p>(計画の内容)</p> <p>三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画は、次の5章で構成する。</p> <p>(1)第1 基本計画策定の考え方 計画策定の趣旨、計画の位置付けについて示したものである。</p> <p>(2)第2 三重県の水産業及び漁村を取り巻く情勢 水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化、本県水産業及び漁村の現状について示したものである。</p> <p>(3)第3 基本的な方針及び主要な目標 基本的な方針、主要な目標、計画の期間を示したものである。</p> <p>(4)第4 基本的施策 基本的な施策の展開方向、漁業種類別の施策の展開方向、地域別(水域別)の施策の展開方向を示したものである。</p> <p>(5)第5 計画の推進体制 推進体制、進捗管理について示したものである。</p> <p>(計画の期間) 令和7年度から令和16年度までとする。</p>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の変更については、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例(令和2年三重県条例第4号)第8条第7項において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【議案第 73 号】 損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>県立みえ夢学園高等学校において、高等学校等就学支援金の支給限度期間の算定を誤り、高等学校が相手方に対して学び直し支援金の手続きの周知を行わなかったため、相手方が学び直し支援金を受給できなかったことについて、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。</p> <p>損害賠償の額 42,174円</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (5件) 県土整備部	【報告第 1 号】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅の明渡しの遅滞に伴う損害賠償金の請求等の訴え の提起(和解を含む。)を行った。
総務部	【報告第 2 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和6年4月10日三重郡菰野町大字根の平地内の駐車場に おいて発生した四日市県税事務所(課税室)に係る自動車によ る公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 103,950円
子ども・福祉部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和6年10月31日伊勢市勢田町地内の駐車場において発生 した南勢志摩児童相談所に係る自動車による公務上の事故に 関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 329,516円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和6年8月22日松阪市丹生寺町地内の県道において発生した松阪建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 669,379円
警察本部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和5年5月31日四日市市海山道二丁目地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 115,764円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和5年11月24日松阪市中央町地内の国道において発生した自動車警ら隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 14,235円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和5年12月19日津市美里町地内の県道において発生した 津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償 の額について和解した。 損害賠償額 148,247円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和6年1月17日津市一志町地内の駐車場において発生した 津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 150,854円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和6年6月2日熊野市大泊町地内の駐車場において発生し た捜査第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 209,000円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和6年7月25日鈴鹿市国府町地内の駐車場において発生し た鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 401,500円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和6年8月16日四日市市小杉町地内の市道において発生した機動捜査隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,142,900円
県土整備部	【報告第 3 号】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管 理瑕疵による損害賠償につ いて)	令和6年3月18日伊勢市楠部町地内の県道鳥羽松阪線にお いて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償 の額について和解した。 損害賠償額 1,077,288円
	専決処分の報告について (県管理道路における県の管 理瑕疵による損害賠償につ いて)	令和6年6月2日名張市安部田地内の一般国道165号におい て、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の 額について和解した。 損害賠償額 47,250円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (県管理道路における県の管 理瑕疵による損害賠償につ いて)	令和6年7月31日多気郡大台町下真手地内の県道大台宮川 線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損 害賠償の額について和解した。 損害賠償額 54,922円
	専決処分の報告について (県管理道路における県の管 理瑕疵による損害賠償につ いて)	令和6年10月30日津市久居西鷹跡町地内の県道久居美杉線 において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,288,254円
	専決処分の報告について (県管理道路における県の管 理瑕疵による損害賠償につ いて)	令和6年11月2日名張市中知山地内の県道名張曾爾線にお いて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償 の額について和解した。 損害賠償額 112,107円

区 分	件 名	概 要
医療保健部	【報告第 4 号】 地方独立行政法人三重県立 総合医療センターの常勤職 員の数について	地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p>【報告第 5 号】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 高野浄水場受変電及びポンプ電気設備改良工事</p> <p>【履行場所】 津市一志町高野地内</p> <p>【契約金額】 628,078,000円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 東芝インフラシステムズ株式会社中部支社 統括責任者 富田 佳則</p> <p>【契約締結の年月日】 令和6年11月27日</p> <p>【契約期間】 令和6年11月27日から 令和8年11月26日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>企業庁 つづき</p>	<p>議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 長島導水ポンプ所電気計装設備設置工事</p> <p>【履行場所】 桑名市長島町西外面地内ほか</p> <p>【契約金額】 835,868,000円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県刈谷市神田町一丁目33番地 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部 執行役員中部本部長 宮西 公彦</p> <p>【契約締結の年月日】 令和6年12月26日</p> <p>【契約期間】 令和6年12月26日から 令和9年3月5日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>企業庁 つづき</p>	<p>議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 長島導水ポンプ所非常用発電設備設置工事</p> <p>【履行場所】 桑名市長島町西外面地内</p> <p>【契約金額】 974,446,000円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 東芝インフラシステムズ株式会社中部支社 統括責任者 富田 佳則</p> <p>【契約締結の年月日】 令和7年1月8日</p> <p>【契約期間】 令和7年1月8日から 令和9年3月8日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	議会の議決すべき事件以外の 契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 長島導水ポンプ所ポンプ設備設置工事</p> <p>【履行場所】 桑名市長島町西外面地内</p> <p>【契約金額】 710,193,000円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市諏訪栄町1番1号 昱耕機株式会社三重営業所 所長 水谷 晃史</p> <p>【契約締結の年月日】 令和7年1月15日</p> <p>【契約期間】 令和7年1月15日から 令和9年3月10日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期事業水処理施設機械設備工事</p> <p>【履行場所】 四日市市楠町北五味塚 地先</p> <p>【契約金額】 変更前 1,288,164,900円 変更後 1,468,295,400円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号 カナデビア株式会社 中部支社 支社長 朝枝 政利</p> <p>【契約締結の年月日】 令和6年10月29日</p> <p>【契約期間】 令和3年3月8日から 令和7年3月19日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 宮川流域下水道(宮川処理区)宮川浄化センター1系5池水処理施設機械設備工事</p> <p>【履行場所】 伊勢市大湊町 地内</p> <p>【契約金額】 変更前 718,410,000円 変更後 767,218,100円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 (大東海ビル三階) 株式会社クボタ中部支社 支社長 柘田 多人</p> <p>【契約締結の年月日】 令和6年12月10日</p> <p>【契約期間】 令和5年1月6日から 令和6年12月25日まで</p>